

平成29年9月甲良町議会定例会会議録

平成29年9月6日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
副町長	大橋久和	学校教育課長	大和高成
総務課長	中川雅博	社会教育課長	大野けい子
税務課長兼 教育次長	福原猛	保健福祉課長	米田志保子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	小林千春
総務課参事	橋本浩美	建設水道課長兼 人権課長	中村康之
企画監理課長	宮川哲郎	会計管理者	西村克英
産業課長	北坂仁	監査委員	上野安德

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

- 西川議長 ただいまの出席議員数は12人です。
議員定足数に達していますので、9月定例会2日目を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番 木村議員、9番 丸山議員を指名します。
- 西川議長 日程第2、5日に引き続き一般質問を行います。
それでは、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。
4番 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。早速ですが、質問に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今日は簡単に聞いていくだけですので、簡単明瞭にお答えくださいますよう、よろしくお願ひします。
まず、1番。最近、ゲリラ豪雨ということで、よくニュース等で報道されていますので、そのことについて聞きたいと思います。
①の質問なんですが、甲良町においては雨量計などはどのようなになっているのかお聞きします。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 雨量計の関係ですが、甲良町前、そこに設置してある電子板で雨量計を確認できるほか、雨量、水量情報は滋賀県の土木防災情報システムというシステムがありまして、それをパソコンから確認できます。あと、彦根地方气象台と琵琶湖河川事務所、県から気象情報が伝達されるシステムになっております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ありがとうございます。雨量計というのは、甲良町には置いていないんですかね。ちょっと聞き間違いかもしれないので。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 雨量計を見るのが、そのの県道沿いの看板で、実際に雨量計があるのは、一番近いところで愛荘町の斧磨と多賀町の大杉、大君が畑にあって、表示はここでされるということです。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ありがとうございます。それで、次に、②の方にいきたいと思うんですけど、ゲリラ豪雨に対して今は甲良町としてどのように対処しているのかちょっと答えてください。
- 西川議長 総務課長。

- 中川総務課長 甲良町においては、地域防災計画、このような計画がありまして、ここに風水害編という雨水の対応の仕方が書いてあります。それに基づいて対応するというので、まずそういう情報があつたら警戒態勢を配備する計画となっております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ありがとうございます。ゲリラ豪雨に対しまして、甲良町としては危険箇所とか、そういう指定、想定される被害、どのように把握しているのかちょっとお聞かせください。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 風水害編におきましては、土砂災害が起こるということで、土砂災害も4カ所か5カ所ですが、この防災計画上に明記されていまして、こういう事態があつたら、そういうところも見回りに行つてという状態であります。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ありがとうございます。それで、③の方に入りたいと思います。防災の方のやつでマニュアル等はそちらの方でやっていると思うんですけど、そちらの方で危険数値とか、そういうのはどのように設定されているんでしょうか。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 危険数値ということで、雨の量の危険数値をはかるものの中には、土壌雨量指数というのがありまして、土壌雨量指数というのは降った雨が土石災害危険度の高まりを把握する数値であります。土砂災害を把握する数値であります。この指数は、降った雨が土の中に水分量としてどんだけたまっているかというような数字でありまして、その数字が甲良町の場合は108という数字で基準を置いております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ありがとうございます。今、108という数字を聞きましたけど、それに対して消防団とかの出動とか、こういうときになったら要請をかけたりはするんでしょうか。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 一応、数値は108であります。実際としては、この間もしたんですが、もう警戒態勢をしいた時点で消防団の団長と協議させてもらつて、この間の場合は、消防団の団長から幹部にとりあえず自宅待機をしてくれと。要請があつたらすぐに出動できるようにというように打ち合わせはさせてもらっています。
- 西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そしたら、消防団の方とも連携をきちっとされているということで、よろしいでしょうね。今年はゲリラ豪雨の被害で九州や関東で道路が川のようにになっている映像がよく流れていましたので、滋賀県もこの前、長浜市で被害がありましたので、甲良町にも起こることも十分考えられますので、しっかりと対処できるようよろしくお願いいたします。

続きまして、2の甲良東保育センター前の道路についてに入ります。

①の質問なんですが、甲良東保育センター前の道路が、スピード表示がたしかなかったと思うんですけど、スピードの出し過ぎの車が多く、大変危険だという苦情があるんですけど、何か対応は考えているのかお聞きします。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 東保育センター前の道路につきましては、横断歩道を塗り直しまして、カラー舗装をして車の運転者に注意を促すように計画をしております。また、スピード対策等につきましては、公安委員会と現地を調査して、今後の対策を検討していくということになっております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは前に言われたんですけど、早急に対処してもらおう、今年度にはなるんでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 その歩道の塗り直し等は今年度ということで、この対策の打ち合わせも今年度中に打ち合わせをして、そのスピード表示等については今年度中という約束はまだできかねるかとは思いますが、前向きに検討していきたいと思っております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで、大変ありがとうございます。それで、前にちょっと私の方に長寺西区の方から、そこには大型トラックがよく通るといって、大変危険といって、区の方から要請といつか、規制をお願いしたいといことで出されていると思うんですけど、その方に関してはどのようにしているのか、ちょっと今わからなければよろしいんですけど、何年か前ですので、わかりますでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 学校教育課の方で通学路の安全対策というところで今年度も2回、東学区については1回、現地を見させていただいておりますが、大型トラックの規制という話にはまだ至っておりませんので、先ほど申しました今後の対策を公安委員会等々に話をする中で、お聞かせいただいた意見をもう一度取り上げるべきかなと考えます。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。大型トラックが通りますので、あそこの道も大変危険になりますので、子どもたちの安全を考えて、そちらの方の検討もよろしく願いいたします。

続きまして、②の質問に入りたいと思いますけど、今度は東小学校から通学路になっていまして、甲良保育センターのところまで行くのには、きのうもちょっと通って見ていたんですが、止まれの表示かあるということは、車も通っているということが想定されていますので、そこら辺、子どもたちが通学するのに、これからどういう配慮をしていくかということがあれば教えてください。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 この点につきましても、この8月に点検作業をさせていただきました。ご指摘いただいている部分は、甲良東保育センターから甲良東小学校の体育館側に続いていく道だと思うんですけども、まず、その道路につきましては、グリーンベルトを設置し、歩道と車道の違いを明確にまずしていきたいと、今年度取りかかる予定になっています。

また、点検しましたところ、その道路の路肩部分の老朽化が非常に目立っていたということで、その部分の改修をまずしてから、グリーンベルトの設置をしていくことがもう決まっております。交差点につきましては、点滅の交差点ですが、カラーの舗装もしてありますので、現状はその施工をしたということで、新たにその交差点の部分についてのアイデア等は今、検討されていません。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そちらの方もまた前向きにやっただくということで、よろしく願いいたします。

それで、小学校の方からの要望とかも何回もしていると思うんですけど、やはり道路ですので、子どもたちのために「ゾーン30」みたいなものも、また道路に書いていただけるとよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。やはり、町にとって子どもたちは宝ですので、事故が起きてからでは遅いので、早急に対処の方をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3のみな川についてということで質問させていただきたいと思っております。①の質問なんですけど、みな川の砂利等がたまっているんですけど、そちらの方の撤去みたいな作業は前回、何年か前に行われていると思うんですけど、それは今年度は行わないのかどうかお聞きします。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 みな川の砂利等の撤去でございますが、みな川はご存じのように滋賀県の河川ということになっております。それで、今年度、土木事務所の方では計画には入ってございません。ただし、町としましては、町村会から甲良町としまして浚渫、草木の処理、そこについては要望をしております。

それと、今年度は新たにみな川沿線の甲良町、豊郷町、愛荘町が連携しまして要望して、そのような活動もしていきたいと思っております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 前回行われた清掃のことなんですけど、ちょっと1カ所、そのときの区長さんにも言っていたんですけど、富田スタンドの方からの道の西側からは全部撤去されたんですけど、ちょっと東側の方は前はやらなかったということで、もうそこが今一番ひどくなっている状態なんですけど、そこら辺を町の方でも把握はされているんでしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 私も含めてですが、滋賀県の方から浚渫等をした箇所については把握をしております。特に、していない部分について先にとということで、今、滋賀県の方にも要望をしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。要望を出していただいているということで、これからもよろしく願いいたします。

それと、次の②の方の質問なんですけど、みな川とかが氾濫した場合の対処、マニュアルみたいなものなのか、そういったものがあるんでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町の防災計画上、先ほど言いました風水害編に書かれていまして、警戒態勢をしくと。氾濫した場合は格上げをして災害対策本部に切りかえます。切りかえますと、長寺西と長寺東と池寺地区に避難指示を出します。ほかの字については、避難準備情報または避難勧告を出しまして、それと同時に広域避難場所として甲良西小学校、東小学校、長寺地域総合センター、甲良中学校、甲良町公民館を開設します。また、福祉避難所として甲良町保健福祉センターも開設するという計画にはなっております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そうやって十分できているということで、ありがとうございます。やはり、近年は地球温暖化によって、ゲリラ豪雨が頻繁に起こっております。また、これから台風も大型化し、被害も多くなってきておりますので、しっかりと早急な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、一般質問に入っていきます。

まず最初には、差し押さえ延滞金返金問題についてであります。これは、あれこれの事業に対する評価ではなく、町長の基本姿勢が問われている問題だと思います。発覚当初から反省は口にされています。それで、委員会などでは質問をさせていただいてきましたが、改めてこの場で説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 この件については、何回もお話をしておりますので、改めて詳しい話はする必要はないと思います。ただ、反省と言われたら、私はこの件については、平成21年、もう約7年か8年前に近いその時期、特に県の収納促進チーム、澤本さん等が甲良町に滞納整理に来て第一段ということです。経緯は今まで何回も説明をしております。ただ、あの時点で当時、税務課のメンバーといろいろ話し合いをしている中で、最初の差し押さえ執行をするという段階で、担当課の方からも今回の差し押さえ第一段は、もう少し見合わせて、次の人からしてはどうかというような意見もありました。というのは、後で100%トラブルが起これるといっても想定した話でもありました。

しかし、十分そのことは私も熟知をしている中で、あえてこういう事象については、そういう厳しい環境の中で必ず反発が10倍、100倍になって返ってくることも承知の上で差し押さえをしようというようなことをして差し押さえをしたということですから、今まで事例がないわけですね。税務課収納チームが直接、家庭に行ったりしてお願いをして、延滞金は免除しますので、少しでも払ってくださいと、そういう形で来ていた中で、新しい指導が入って、初めて強行執行に踏み切るといようなことでもありました。これは非常に勇気と決断が要る話であって、過去に事例がないわけですね。ましていわんや、B氏は非常に人格的にも私は熟知をしております。ただ、言うておきますけど、知人ではありません。単なる他人です。そんな中でようやくやったと私は言ってもらいたいくらいな気持ちを持っています。だから、この件については、過去のそういう経緯をふまえた上での判断、私が単独で判断したわけでもなしに、当時の税務課長やいろんな関係者と協議の上で差し押さえをしたけれども、そういう経緯があるのであればということで、結果として延滞金、いわゆる利息、私も商売を長いことしているけども、この延滞金の利率というのは非常に高いというのは、私もちょっと納得がいかな

い部分があるけども、そういうルールに従って取り立てたという言葉は悪いけども、執行した差し押さえの延滞金を半分返還するというようなことをしましたけども、それに対して私はそのことが間違っていたとは今でも思っていないです。

ただ、確かに言われるとおり、ルールはルールですから、その点は反省をして、それ以降、そういう問題は二度と起こらないような形で取り組んできたと思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 驚きましたね。よくやったと言ってほしいぐらいだと、とんでもないですよ。

○北川町長 何言ってるんや。ええかげんにせえ。

○西澤議員 よく聞いてください。経過を聞いているわけではありません。延滞金を返したんです。損害賠償金で払ったわけでもありません。差し押さえが間違っていたということで差し押さえを解除したわけではありません。まさに延滞金を返したんですよ。差し押さえられた延滞金を返しているんです。この延滞金を返したことについて、どういう反省をしているのかという問いなんです。改めて経過を聞いていません。

○西川議長 町長。

○北川町長 私は何も反省していません。もともと差し押さえせなんだら、ゼロ円なんですよ。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 これが行政のトップで、法を運営しながら、法を厳格に適用していくトップかなとは思うんですね。それで、きのう、町長が議員の質問に答えて、部下の不祥事、誤りは全てトップである私にありますと、ストレートに大見栄をされた原点に立ってほしいんです。あれこれの言いわけを聞きたくありません。丸山光雄さんの上申書から始まり、関テレさんが町長の疑惑として取材をした際、「話すことはない。うるさい」と逃げていく映像が全国に配信されました。そして、5月25日の全協でも、前町長との約束があったとか、税務課に任せておいたとか、就任間なしだったのなどで、今も言われましたね。自らの過ちとし、向き合っておられない姿が強く印象に残ったものであります。

そこで、改めて聞きますが、返した事実、これについてどういう間違いを犯したのか、税についてどういう信頼を壊したのか。それは全く壊していないと考えているんでしょうか。お願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 間違っていないと、さっき言ったでしょ。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 この態度は全く容認できないと思いますね。税のこれからの執行、それから差し押さえの根幹にかかわる問題ですので、改めて考え直していただきたいと思います。

2つ目に進みまして、監査委員が指摘をしています。返金の経過、理由を記録した文書は、そもそも問題が発覚した時点で議会に対して速やかに提出すべきものではなかったのかと思います。監査委員が提出を求めなくてはならなかった責任は、もともと町長側にあります。そして、提出を拒み続けたからこそ、延滞金返金問題の町政における検証が遅延をし、阻まれたのではないかと思いますし、今、改めて間違っていないというお答えがありました。

5月25日の記者会見では、そう言われれば法に違反しているということまで言われましたが、ひっくり返したのかと思います。この問題についてお答え願います。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 まず最初に言われた、監査委員が指摘しているという部分ですが、なぜ監査委員の動向がほかの議員さんにわかるのかというのはちょっと不思議です。きのうも一部の議員からそういうような指摘があったと思うんですが、監査委員のことが全て流れているということはちょっと不審に思うところでございます。

それから、監査委員から臨時監査の実施の文書が提出されたときに、写しの交渉記録が流出したということですので、それには町長が知らない事項が書かれてあったのです。そこで、今、聞いていますと、議会に対して速やかに提出すべきものではなかったのかということですが、いろんな文書がある中で、何がなんでもどんな文書でもすぐに議会に提出するというのではなくて、やはり町側でこれは出せるものか、個人記録が書いていないものかという吟味をしまして、判断してから提出するということになっています。

それから、監査委員が指摘されていた文書は公文書が流出したおそれがあるため、直ちに調査し、何らかの対処をすべきであり、関係するパソコンをただちに使用停止にしました。それから次の日ですが、セキュリティー会議で全課長に調査を指示したところでございます。

それから、次の文書提出を拒み続けたというところですが、これは監査委員に状況を説明させていただきまして、監査の対象の文書を提出するということでした承されたものであります。ただし、その調査が終了すれば全て提示するということでもあります。いったん監査委員は了承されて、納得していただいたということです。その後の監査で全ての書類は提出いたしました。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員　　そうでしょ。最後は出しているわけでしょ。6月26日の監査公表で、経過についての記録や、なぜ返したかについての理由書などはついていないという監査結果が出ているでしょ。それを僕は見ているんです。

そこで、記録文書の流出がとやかく言われ、その後、明らかになった事実は、きのうも答弁されました。昨年の秋に山田禎夫元税務課長が作成し、町長に報告したものだということではありませんか。混乱のもとを正せば、あれこれの問題ではなく、返還してはならない差し押さえ延滞金を町長が返還したこと、そして、その事実を今の今まで隠してきたことにあるのではありませんか。副町長、どう考えますか。

○西川議長　　副町長。

○大橋副町長　　隠してきたわけではございません。既にもう8年も前のことですから、時効という形もありますし、記録が残っていたんですが、それが表に出てこなかったということでもあります。

○西川議長　　西澤議員。

○西澤議員　　報道によれば、返したことをもうわからないように調定が変更もされている記録が報道されていますけれども、そういう点からも明らかに隠してきた、そして、事実関係をきちっと指摘をされた、発覚をした時点から率直に問題を検証するという態度ではなかったことが問題だと思います。しかも、この問題は小島容疑者がインタビューで帳尻を合わすことも知っていた、データの修正が必要なら、やる手法はずっとあった。つまり、役場内はずっとあったと話しています。その手口を学んだもとでもある疑いがあるんですが、どう考えますか。

○西川議長　　副町長。

○大橋副町長　　確かに、小島は税金の、特に収納関係に対してはプロであります。ですから、いろんな方法は熟知していたなと思っています。ただ、その発覚したときに、町側としては直ちに調査等をして適切な処理はしていると思っています。

○西川議長　　西澤議員。

○西澤議員　　いや、質問に答えてくれていないですよんか。この記録をつくったのは、小島がつくったというので、委員会でも町長が答弁しています。そのもと、つまり、小島が帳尻を合わすことを覚えたもとになっていると疑われているんですが、それは関連がある、なしにかかわらず、そういう疑いがあるのではないかという質問です。答えてください。

○西川議長　　副町長。

○大橋副町長　　つくった文書というのも、小島がつくった文書というのは交渉記録ですね。確かに交渉記録は、小島がつくった記録はあります。それから、

調定を変更されたと、つじつまの合うようにというのか、そのようにということですが、収納額に合わせて小島がつくり直したということでもありますし、警察からの連絡によると、小島はその文書、そういうような交渉記録を見て、そういうことを自分で考えたというのか、思いついたというようなことは考えられます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 だから、小島の帳尻合わせのもとになった、つまり学ぶもとになった可能性は非常に高いわけですから、今の答弁でも認めていただきましたが、そして、行政の施策、判断や事業の検証を行う上では、記録書類の保存は不可欠だと思います。監査委員からその指摘を受けて、監査の事象事案にされたものは提出を拒むことは、甲良町監査委員条例第5条に照らしても許されないと思いますが、どうでしょうか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 拒み続けたんじゃないで、しばらく待ってください、調査が終わるまで、しばらく待ってくださいと。終われば全て提示するという約束でございませう。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 第5条に照らして提出するというのは、そのとおりだと理解されていますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 いろんな緊急事態でありましたが、そのときは少し待っていただいたことではありますが、本来ならば何もなければすぐに提出するべきだったと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私は反省もしていない、間違ったことをしていないという一番最初の回答でしたので、ここで改めて考え直していただきたいんですが、この返金問題は経過がどうであれ、またいろんな暴力に近い圧力をかけられておさめる上で、つまり、そのもめ事をおさめる上で返さざるを得なかったという回答町長からありました。それは苦慮されたと思います。そこは認めるということで、私も6月議会のときに発言もしました。けれども、税そのものに対するそういう信頼を歪めたという点で、そういう見方はできますか、町長、してもらえますか。

○西川議長 歪めたかと、税そのものを。

○西澤議員 時下、考えなしでお願いします。何を考えていただいていたのかわかりませんが、税そのものに対して。つまり、返金をした、滞納金を返金した、しかも、差し押さえをした税金を返したということについては、税制

度そのものについての信頼を壊したという点で認識はあるかという問いです。

○西川議長 町長。

○北川町長 信頼を壊したと言われたら、そういうことになるかもしれません。私も私なりに相当苦勞して、努力したんですよ。そのことは理解してもらいたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 行政のトップです。しかも、法をつかさどるもともなります。そういう点では、1つの間違いも許されないという覚悟を持っていただきたいと思っています。

そして、次にこれは副町長の発言なんですが、7月18日産建委員会、それから、8月18日の全協で、適法的、つまり、返金は法にのっとっていると、ストレートではありませんが、そういう見解を示されましたが、最後の18日には違法なことだったと認めざるを得ないことで、最後をくぐられました。ですから、適法的に行われたと、つまり返金ですよ。差し押さえ延滞金の返金は適法的になされたもの、つまり、規則第4条の2に該当する、1、2、3、4、5、6に当たるということは、これは全くどこから考えても当てはまらない。撤回をするという表明をしてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 このことは何回も申し上げていますが、私は返金が適法的なものだったと断言していません、1回も。ただ、この間の8月18日には、やはり返されたことは間違いだったんじゃないかなということは申し上げました。したがって、そのときの事情がいろいろとあったと思いますが、何回も言っているんですが、私はその当時、その現場にいなかったもので、21年当時は税務課にいなかったもので、断言できるわけがない。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 いなかったからこそ、後で評価をしているんです。あなたは質問に答えて。町民B氏に対する滞納返金事案では、そもそも適用自体が無理なんです。副町長もそのことを百も承知でいながら、宮寄議員の質問に対して、法違反でないかのように、町長擁護の見解を示したもので、法の遵守を何よりも率先しなければならない副町長には許されないことだと思います。

改めてお聞きしますが、町民B氏に対する延滞金の返金は法律の根拠がないことをお認めになりますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 当時は法律の根拠なしにということなのか、そういうような判断で、根拠のない判断で返されたと思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、そのことを認めていただいていますので、このケースでは町税規則4条の2の2項に減額を求める者はその申請書を提出しなければならないと明確に定めていますが、異例の返金であるにもかかわらず、そのような経過がわかる書類を保存していなかったことが臨時監査公表で明らかになっています。いずれにしても、法的根拠が存在しない延滞金返金だったからこそ、小島容疑者は政治判断によると記録を残した疑いが強いものがあります。差し押さえ延滞金の返金が適法的かのような見解はきっぱりと撤回をして、町行政の信頼を取り戻していただきたいと思います。

次に進みまして、税金横領事件の被害額および第三者委員会報告の全面実施のためという項目に入ります。これはずっと論議をされていますが、甲良町の行政の信頼を回復する上での大きな課題、中心的な課題とも表現をされています。そういう意味で、今後の被害額の認定作業は大変重要になってまいります。

そこで、1つ目は大規模データを用いた被害額算定作業の確実な実施、これが町行政の当面する重要課題だと位置づけて臨んでいると思いますが、その見解を改めてお願いします。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 このデータをもとに行っている作業は、小島が着服した金額の算定に向けて、大変有効なデータだと考えております。このため、大規模データを用いた被害額算定作業の実施は最重要であると考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 その解明作業、つまり、被害額の全額解明をしていく上での作業の中で生じた2,000件データの消去事件。これは議会の中でも大したことないという議員もおられますし、また、確かに途中経過の問題ではありますが、そういう点では1つくじけたわけですから、やはりその問題はきちっと解明をしていく必要があります。私はこの経過についての顛末書などの情報公開請求をしましたが、全面非公開の決定でした。ところが、8月18日、個人情報保護審査会は開示すべき、非公開を取り消す答申を出しました。そして、きのう決定書をいただきましたが、経過がよくわかります。あれを最初から出して、議会と行政が共通の、こういう問題が起こってやりとりしてけんかする状態ではないわけですから、その問題に真摯にお互い向き合うということで前に進む必要があると思うんですが、いかがですか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 2,000件のデータと言われるものは、未納デ

ータ6, 000件のデータの内数であります。そのデータにつきましては、今後、納税者に対して請求すべき未納金を洗い出す目的と、それ以外の未納金について、小島が着服していないかをできる限り洗い出すために行っていたものと聞いております。このようなことから、私は大したことはないとは思っておりません。しかし、今現在行っております大規模データの不整理が、その6, 000件のデータも網羅していると考えておりますので、先ほども言いましたように、最重要と考えているこのデータを優先的に行っていきたいと考えております。ただ、その中でまた作業の終盤では、その6, 000件データについても突合することが確実であるかなということはおもっております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 明快に新税務課長が答えていただきましたので、改めて申すまでもないわけですが、もとの6, 000件データ、これは未納者のリストで、これは対町民との関係でいうても、本当に払ってへんのに払ったんやという言い切ってしまうと逃げ、そういう不公平をなくす上でも大事な作業だと思いますので、今後、この突き合わせ作業など、大規模データの精査と併せてしていく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

それで、3つ目の方に進みます。容疑者に対する損害賠償請求にあたっての3, 000万円以上との見解、以前から表明をされてまいりましたが、この見解は維持しているのか。そして、確実、正確な証拠精査作業に手抜かりは許されません。つまり、行政処分を科していく上で相手の反論を許す、反論につけ込まれるもとをつくってはならないというように私は考えるものであります。ですから、その点でどういように取り組まれているのか、現状と問題点、課題などご報告お願ひします。

○西川議長 上野監査委員。

○上野監査委員 代表監査委員を務めております上野でございます。賠償額の監査関係の作業状況というか、そういう状況につきましては、きのう、宮寄議員にお答えしたとおりでございます。職員の損害賠償監査請求、賠償責任監査要求、これにつきましては現在まだ町長の方から私どもの方に書類等々が出ておりませんので、被害額が幾らかというようなことは申し上げられないわけでございます。

きのうもお答えいたしました、8月18日の臨時監査の後、中間的な報告を事務局からいただきまして、その際にきのうも申し上げましたように、不正額の確認方法あるいは認定方法、それから、不正行為のパターンの確認、不正金額の証拠が高いもの、低いものなどなどの基準とかランクなどを設けて、しっかりと証拠づけられた監査要求書類を作成して提出されたらどうか

というような助言をさせていただいたわけでございます。その際、感じましたのは、職員の皆様にはこの横領問題の全面解決に向けて、しっかりと努力していくというような姿勢、感じを受けたわけでございます。しっかりとした証拠書類をお出しいただけるかとは思いますが、

以上でございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 正確な証拠書類をそろえた監査要求書類の提出をというので監査委員さんが求めておられます。そこで、きのう、おとといパワーポイントで精査作業の概要、説明をいただきましたが、その残りの差し引きをして、2万8,000から2万1,000を引いて、7,000が残る。その7,000の中の精査作業は、総務委員会でも提出されました大規模データの整理をする上での基礎資料、参考資料、11まであったと思いますが、その作業をどういうようにしてやっていくのか、概略で結構ですから、そういう作業をしながら、そして、その作業をしたことがわかる書類を監査委員に提出し、行政処分のおきにつけて請求を小島に起こすということになると思いますが、その作業の工程、作業の中身、よろしく申し上げます。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 これからの作業のことで、きのうもちょっと答弁させてもらったんですが、今日からどういうふうな作業が一番素早くできるかというのを職員と一緒に議会終了後に行っていこうと思っております。とりあえず済通、この間も説明しておりました役場保管の領収書というよりも済通というものと照らし合わせながら、済通がある、ないを確認していくんですが、職員としゃべっている中で、済通で言われているものが警察の方に行っているということです。以前、横領発覚当時に済通であると言われるものが25年度からコピーしてあって、その分につきましては役場に保管しているということなので、とりあえずできるところから、時間的にどんなもんぐらいかかるのか、それと、どういうやり方が一番手っ取り早いのか。あと、またこれから税務課職員だけではとてもじゃないが、多分やっていけない作業になると思いますので、職員の要請をかけると同時並行で警察に行っている25年度以前のもの済通についても一部返却をお願いしに行こうかなと思っております。

今のは今後の作業なんですが、今までやってきた作業の中で、小島が机の中に入れていた領収書、納付書等も証拠書類になると思いますので、とりあえず今言うてる7,000件が整理できた時点で、今、監査委員さんが言っておられたような証拠書類などを最重点というか、一番確実だと思われるものが幾つかの分類をした上で証拠書類もつけていきたいなと思っております

が、それがどういうふうになるかというのは、ちょっと今の段階で見えてこないなので、今後、作業をする上で検討していきたいと考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 作業の大筋でいうたら、確実に着服額に、取られた部分、それから、怪しい、つまりグレーゾーンに入る部分、それから、その7,000件の中からもさらにこれは着服と関連ないという3分類か4分類に分けた中で、証拠整理という大筋の考え方でいいですか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 大筋の考え方はそのとおりだと思っております。ただし、この作業の進捗状況によって、もっと細くなる可能性があるかなと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 要は、甲良町の財産が着服されたわけですから、横領されたわけですから、その回復はもちろん町民が関心を持つところでありますし、町行政の信頼回復の大きなポイントともなると考えています。

第三者委員会の改善策は、今後こういうように改めようということで提起をされ、そして、マニュアルづくりが始まるということなんですが、今まで言っていたのは、現に起こっていることをどういうようにして処理をしていくかという点で町行政がどう向き合うかのところで質問させていただきました。

そこで、第三者委員会の改善の大前提になるというように考えるところは、改革のところで、幹部集団の組織としての結束だと私は思っています。町の柱となる事業について、さまざまな角度から論議をされているかどうか、町民の声が反映されているかどうか。反対意見も風通しよく発言できるかどうか、コンプライアンスが順調かどうか。これは起こったことから見ますと、甚だ疑問に思っているところです。ですから、着服事件の関連の被害に遭った方が、甲良町役場が組織としての体をなしていないと苦言を呈しておられました。そこで、施策の実行、問題点の検証、甲良町の課題の洗い出しなど、幹部集団の能力を引き出して、決定的な役割を担うのは首長にかかっています。町長さん、そういう点では課長会議、幹部の集まりの会議でどういう訓示を出していくか、そして、それぞれの課長、課長補佐、幹部集団のいいところを引き出すかという点では、町長の手腕がかかっていると思うんです。つまり、第三者委員会の中身を全面的に実践しようと思いますが、そのことが欠かすことができないと思うんですが、第三者委員会の提言を実行していく上での町長としての見解、決意などを改めて。報告書の中には町長の挨拶の中で1面に書いていますが、改めてお聞きします。

○西川議長 町長。

○北川町長 たしか前にも説明したと思うんですけど、こういう事件が発生するまで、それぞれの課の責任者、いわゆる課長以下、特に税務課の場合も含めて、各課には公金の収納する部分がありますが、二重チェック等を含めたそういうことが全くできていなかったということが、こういう事件につながったというようなことでもあります。したがって、以前にもお話ししましたように、第三者委員会の提言を受けて、今までできていなかったことを反省して、しっかりとそういう部分を提言どおりにマニュアルをきちっとつくって、職員の皆さんに周知してもらって、こういうことが二度と起こらないように頑張って、信頼回復に向けて取り組んでいただきたいということは申し上げたと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いているのは、つまり課長会、幹部の集団をどうまとめるかという問題です。つまり、第三者委員会の中身を実践していく上で、実行していく大事なところだと考えるわけです。つまり、小島がそうしてやっていたことを課長が全く見抜けなかった。ないしは、薄々感じたかもしれない。それから、ほかの課のところでも、実は困ったことがあるんだというのを、そういう集団の中で、町長を交えたところで話がされているのかどうか、出せているのかどうかという点で疑問を感じたんです。ですから、そういう点では出しやすい環境を町長がつくるといふ点ではどうなのか。いわゆる、実例で言うたら、上田和光前税務課長がそういうようにして、困っているんだというようにして出しやすい状況がなくて、ないしは全く見抜けなくて、よう頑張るやつやなと思うてただけなのかわかりませんが、そういう点では引き出しが大事なことですよね。そこはどうですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 確かに、上田和光君も小島を信用し過ぎていたというところが、この大きな事件につながってきた最大の要因の1つかなと思っております。そのことについておかしいな、おかしいなということは早くから山田哲也税務課職員が課長に進言もしている。それを取り上げななんだと。だから、そこが意思疎通がうまくできていなかった1つの要因でもあると。

私はそれから以降、職員あるいは課長を通じて、総務課長なり、副町長なり、私なりにそういう情報、例えば職員の悩みももちろんのこと、そして、仕事で苦勞していること、課の中の全体のチームワーク、特に税務課は一時ぎくしゃくしておりました。そういうことが上の方に伝わってくるということが大事なことやけども、それが全くなかった。だから、情報をキャッチすることが我々もできなかったということが一番の原因かなと思っております。

したがって、課長会で副町長なり、総務課長から、その部分を意思疎通をしっかりとって連携し、チームワークをとった形で情報を共有するという事が大事やということで、課長会でも話し合いをさせていただいているというところですよ。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 今、町長が申された中に課長会のことが出ましたので、ちょっと付け加えさせていただきますと、まず、何回も出てきている徴収対策委員会ですが、今まで担当課の課長だけが出席して行っていました。そうすると、課長からまた課員に伝達するのに時間がかかったり、間違ったことが伝えられたという可能性がありますので、次回は担当者または課長補佐も含んだ形の徴収対策委員会にしていこうということになっております。

それと、今、申された職員または課長会の徹底なんですけど、次期課長会といいますと10月1日になるんですけど、そのときにセキュリティー関係の研修会、課長、課長補佐等々、管理職を含めた研修会等をやっていく計画でございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 困った問題、つまり、詰まっている問題も率直に出し合える課長会、そして、こんなことをしたらあかんということも堂々と言える課長会の雰囲気、風通しのいい会議をぜひ工夫をしていただきたいと思います。

次に進みます、ごみ焼却場建設問題についてであります。前日、野瀬議員が質問しましたので、ダブりのところは省いていただいて結構ですが、改めて報告しなければならないことがありましたら、お願いします。

1つは、ごみ問題は何よりも住民との協力関係が必要だと思います。その点でどうしているかという回答をお願いします。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 ごみ問題の解決については、どうしても排出抑制とリサイクル化およびエネルギー化を推進することが非常に大事だと思っています。そうすることによって、環境に配慮した循環型社会の形成が重要と考えております。しかし、ごみの排出抑制につきましては、どうしても住民の協力が必要でございますので、そういった状態の中で、甲良町におきましては年間の可燃ごみが、この管内におきまして一番多い状況ということで、年間1人当たり147キログラムが燃えるごみとして排出されている状態でございます。そういった中で、ごみの中で一番多いものが水分でございますので、その水分をまず減らしていくということが住民の協力のもとで取り組む第一歩と考えております。水分を減らす「ひとしぼり運動」を推進していくということで、町といたしましても各自治会を対象といたしました出前講座、または

分別の推進化という形をとらせていただきまして、資源の再資源化、生ごみ処理機の購入補助等を推進しまして、ごみ問題に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。そこで、今回の5候補が名乗り出て、以前、甲良町では池寺地区が候補地に名乗り出ようという動きもありました。そこで、新しいごみ焼却場は建設されるんだということを知っている町民はどれだけいるかなと思うんですね。5候補については非公開で進められました。そして、会議も公開されないまま進んで、最後、いわゆる絞り込まれた段階で竹原に決まって、今、大きな問題になっていますが、非公開とされたことについて、どのように考えておられますか。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 この問題につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合で決定されている事項ですので、非公開という決定内容につきましては、そちらの決定事項という形でよろしくお願ひしたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 一構成自治体なんですよ。ですから、やっぱり公開すべきということで見解を発信していただきたいなと思うんです。

2つ目の5候補のうち、竹原区に絞り込まれた経過は前日、報告がありましたので割愛をして、3つ目のところで、甲良町として矛盾点が吹き出てくるというように考えます。1つは、観光シーズンには国道307号は通過できなくなると思います。300台を超えるパッカー車が通る。そして、彦根市の場合は軽自動車です。旧市内は集めていますので、そのまま来るか、それともどこかで中継点をとって、パッカー車に積みかえるかという点であります。今でも渋滞が起きている。そういう点では、迂回路の建設。以前、長寺地区、西と東の両地区が反対をされた経過がありますが、竹原地区は至近距離だと思っておりますが、この点でも大きな問題を抱えると思っておりますが、見解をお願いします。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 307号線の混雑ということで、それに伴いまして混雑が起こるということで、迂回路等が必要ではないかというようなご意見をいただいたんですけども、こちらにつきましてもまだあくまで現在、候補地が決定されたということで、そういった中で今後、検討が進められていけます。そういった状態の中で、搬入先のルートというもの、道路をどのルートを使うかという形は実際まだ検討されていない状態ということで、必ずしも30

7号線が混雑するかと、ルートを通られましたら物理的には増えますけれども、400台近いパッカー車が全て通るわけではございません。

また、それに伴って建設する費用につきましても、現在、そういったものが試算されている状態ではございませんので、ちょっと回答の方につきましては、そういった状態になります。

また、竹原地区が甲良町に隣接する、非常に近いということで、そういったことにつきましても、一応、竹原地区の現在の候補地と直線距離で甲良町の一番近い民家を地図上ではかりますと、約1キロメートル前後はあるという状態でございます。そういった中で直接、竹原地区と甲良町は隣接はしておりませんが、今後、町においても整備にあたりまして、環境問題、交通問題等については注意してまいりたいと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 先日、8月30日、候補地選定について議会の議決を経ることという条例が制定されましたので、今後、幾つもの波乱が考えられると思いますが、引き続いて町民の理解を得る発信をぜひしていただきたいと思っております。

次に進みまして、町民の暮らしの応援のさらなる充実が必要だという点で提起をさせていただきます。

1つは、町内循環バス、これはある地区にいきますと、よくお年寄りの方がぜひ豊郷町のような循環バスをつくってくれと、9人乗りのワゴン車でいいという話があります。そこで、交通弱者を支援して、交流を広げて、健康保持にも役立つ公共施設、役場や医療センター、ライフサポートセンター、ほっと館、町立図書館など、それから、病院、道の駅、Kモールなど、利用者の支援が必要だと思っております。交通権を保障することにもつながると思っておりますので、どのような見解でしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず最初の町内循環バスの関連で言いますと、今現在、まち・ひと・しごと創生甲良町人口ビジョン総合戦略の施策の中での公共交通快適化情報といたしまして、路線バスの増便および路線変更を検討するというような文言もございます。ただし、過日、多賀町から、金屋から萱原への路線廃止を検討しているというような意見が出されました。このことによつて、現在、彦根市を中心にバス路線のあり方についての検討、例えば必要経費ですとか、ルート変更などを考えている状況であります。この結果により、町内循環バスの実施の可否を検討する材料の1つにはなっていくと思っております。

また、交通権につきまして、現状、交通権の保障に含まれる利用者支援ということにつきましては、湖東圏域の地域公共交通網形成計画というものを

つくっております、それを基本としつつ、愛のりタクシーまたは外出支援サービス情報を展開している状況であります。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 他の情報、それから現在、実施されている湖国バスの運用状況等も検証しながら、甲良町で必要な交通権の確保というのが大事だと思います。ちなみに、豊郷町のスマイルタウンバス運行事業の概要を紹介してくれました町議会議員によりますと、高齢者の外出支援として位置づけて、事業開始から十数年が経過します。巡回先は病院、役場など公共施設、大型商業施設、アストやビッグなどです。それから、大型バス1台で始めたものが、今ではリフトつき中型車2台により、昨年の利用者、延べ6,539人、車椅子利用者2人、平成28年度の事業費は1,059万円といたします。対象者は65歳以上、障害者、その介助者。利用料は無料です。雨降野では、甲良町の方もときどき利用されているとのことであります。そのほか、病院直通型のデマンドも26年度から運行されています。福祉法人あすなろに委託をされているとのことであります。この事業も、利用料は無料であります。甲良町でも、高齢者ないしは障害者の交通権を確保する上で、ぜひ検討課題に乗せていただきたいと思っております。

次に進みます、住宅リフォーム制度の充実です。続けて聞きますので、お願いします。

外構工事を対象外とした理由、それから、住環境の改善との観点では、同等ではないかと思っております。甲良町の零細土木事業者の営業応援の視点からも、一定の基準のもとで拡充し、対象とすべきではないかと思っております。そして、雨水タンクの設置など、省エネ、地球環境の保護の視点も反映した施策に発展、充実をさせていく必要があると思っておりますが、見解をお願いします。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 住宅リフォーム補助でございます。総合戦略の中でも位置づけておりますよう、定住、移住を目的といたしております。住宅の長寿命化を図って、定住を促進するというものを目的といたしておりますので、住むを住宅という観点から外構工事についての対象外といたしておるところでございます。

また、住環境の改善という点でも、零細土木業者ですけども、土木業者が外構工事というのに特化してしかできないという考え方はいたしておりません。例でいきますと、下水道工事なども条件を整えば対象となり、土木業者が参入できるという状況だと考えております。

3番目に、雨水タンクでございますが、省エネとしては別に太陽光パネルの設置補助などがありまして、重複となります。より多くの町民さんに利用

していただくためにも、住宅の長寿命化を主に対象にしていきたいと考えております。また、雨水タンクは外構工事同様の考えのもと、対象外といたしておるところでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 快適な住環境の整備という点では、共通した認識を持ってもらいたいなど。しかも、この施策を広げていくことで、土木業者、小零細業者のフェンスの傷みなども対象にしていけるという点では有効な対象事業になるのではないかと思います。改めて検討することもできないですか。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 限られた予算のもとでやらせてもらっております。多くの町民さんに利用いただけるというところから、また目的の住宅の長寿命化ということを考えると、対象外とせざるを得ないと考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 限られた予算だからこそ、住民の暮らし、小零細業者の応援に重点を置くという方向で進んでもらいたいと思います。

次に進みまして、第2子、第3子、保育料の軽減。これが若者定住の有効な施策ではないかと思っておりますので、以前も聞きましたが、検討状況や実施の見解をお願いします。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 確かに第2子、第3子の保育料の軽減は若者定住策の有効な施策であるとは考えておりますが、町としては子ども子育て支援法により、既に第2子の軽減や第3子の無料化を実施しておりますので、町単独での軽減措置については、今のところは考えておりません。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ検討をいただきたいと思っております。

先日、中日新聞に子ども食堂に取り組んだ甲良町の記事が掲載されておりました。子どもたちの豊かで健やかな発達を支えるさまざまな取り組みが工夫されていると思っております。いじめ、育児放棄、児童虐待など、格差と貧困が広がる中、ますますその深刻さは増していると思っております。子育てにかかる経済的負担を軽減することで、子どもの人権、発達保障、子どもの成長を地域社会全体の宝として取り組んでいるメッセージを家庭に、お母さんに、お父さんに送る一つになるものだと考えます。

統計上の出生率と希望する子どもの人数とは1対3、ないしは1対4の開きがあり、その主な原因が子育てにかかる経済的負担で出産を控える要因が一番となっております。子育て家庭の応援充実で、甲良町政が憲法上の社会保障の進んだ町として、人に温かい町、どの住民にも住みやすい町としてイメ

ージー新が求められており、私たちも微力ながら町民の皆さんと力を合わせて進めたいと思っています。

以上、私の質問を終わります。

○西川議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時19分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 丸 山 恵 二